

パーパス株式会社に対する勧告について

令和 8 年 1 0 月 9 日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、本日、パーパス株式会社（以下「パーパス」という。）に対し、改正前の下請法^{（注1）}第7条第2項及び第3項^{（注2）}並びに改正後の取適法第10条第1項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法 人 番 号	5 0 8 0 1 0 1 0 0 8 9 7 9
名 称	パーパス株式会社
本 店 所 在 地	静岡県富士市西柏原新田 2 0 1 番地
代 表 者	代表取締役 高木 裕三
事 業 の 概 要	給湯器等の製造販売等
資 本 金	9 8 0 0 万円

違反事実の概要	<p>パーパスは、下請事業者又は中小受託事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負う給湯器等の部品の製造等をそれぞれ委託したところ、次の行為を行った。</p> <p>① 令和8年2月から同年3月までの間、中小受託事業者11名に対し、製造委託等代金計2282万3013円の支払について手形を交付し、製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わなかった。</p> <p>② 令和7年5月から令和8年3月までの間、下請事業者71名に支払うべき下請代金の額から、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料の額を超える計15万7100円を減じた。</p> <p>③ 令和8年2月から令和8年3月までの間、中小受託事業者85名に支払うべき製造委託等代金の額から、金融機関に支払う振込手数料の額に相当する計3万3730円を減じた。</p> <p>④ 遅くとも令和7年3月以降、下請事業者10名に生じる計132個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該10名に当該金型等を保管させた。</p> <p>⑤ 遅くとも令和8年1月以降、中小受託事業者12名に生じる計64個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該12名に当該金型等を保管させた。</p> <p>なお、パーパスは①に係る不利益額の一部（計2282万3013円）を支払った。</p>
---------	--

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所第一取引適正化調査課
電話 052-961-9424（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

主な勧告の内容	<p>① 中小受託事業者 11 名に対し、支払が遅延した製造委託等代金計 2282 万 3013 円、これに対する改正後の取適法第 6 条第 1 項に基づく遅延利息の額等を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと（ただし、支払済みの計 2282 万 3013 円を除く。）。 ② 下請事業者 71 名に対し、下請代金の額から減じた額計 15 万 7100 円を速やかに支払うこと。 ③ 中小受託事業者 85 名に対し、製造委託等代金の額から減じた計 3 万 3730 円及びこれに対する改正後の取適法第 6 条第 2 項に基づく遅延利息の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。 ④・⑤ 下請事業者 10 名及び中小受託事業者 12 名に対し、金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。</p>
違反法条	<p>① 改正後の取適法第 5 条第 1 項第 2 号（代金の支払遅延の禁止） ② 改正前の下請法第 4 条第 1 項第 3 号（代金の減額の禁止） ③ 改正後の取適法第 5 条第 1 項第 3 号（代金の減額の禁止） ④ 改正前の下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要求の禁止） ⑤ 改正後の取適法第 5 条第 2 項第 2 号（不当な経済上の利益の提供要求の禁止）</p>

（注 1） 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「改正後の取適法」という。）となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

（注 2） 「改正前の下請法第 7 条第 2 項及び第 3 項」とは、改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第 7 条第 2 項及び第 3 項をいう。

※ 令和 7 年 12 月までになされた製造委託等にあつては、改正前の下請法が適用され、令和 8 年 1 月以降になされた製造委託等にあつては、改正後の取適法が適用される。本公表文においては、内容に応じて適当な字句を用いている。

改正前の下請法		改正後の取適法
下請代金		製造委託等代金
親事業者		委託事業者
下請事業者		中小受託事業者

パーパス株式会社に対する勧告（概要）

●製造委託等の内容

自社が販売し若しくは製造を請け負う給湯器等の部品の製造等を委託



●違反行為の概要①（支払遅延）

パーパス(株)は、令和8年2月から令和8年3月までの間、**受注者11名**との取引において、**代金の支払について手形を交付し、総額約2282万円の支払が遅延（※1）**していた。

なお、右記「イメージ図」のBC間で遅延利息が発生する。

※1 取適法は、代金を支払期日の経過後なお支払わないこと（**手形を交付することを含む。**）を禁止している。

改正事項

●違反行為の概要②（代金の減額）

パーパス(株)は、遅くとも令和7年5月から令和8年3月までの間、**受注者144名**との取引において、代金の額から金融機関に支払う**振込手数料の総額約19万円を減額（※2）**した。

なお、右記「イメージ図」のBC間で**遅延利息**が発生する。

※2 下請法及び取適法は、受注者に責任がないのに発注時に定められた代金の額を減じることを禁止している。

改正事項

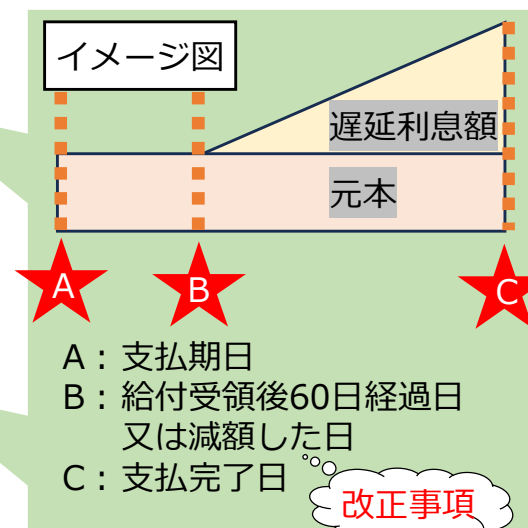
●違反行為の概要③（不当な経済上の利益の提供要請）

パーパス(株)は、遅くとも令和7年3月以降、貸与した金型等を用いて製造する給湯器等の部品の**発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者22名に対して、合計196個の金型等を、自己のために無償で保管（※3）**させた。

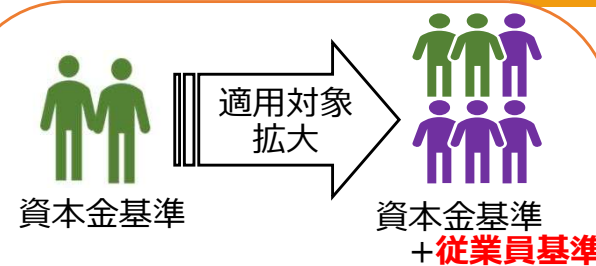
なお、パーパス(株)は、金型等の保管費用の支払の進めている。

※3 下請法及び取適法は、発注者が自己のために、受注者に金銭や役務等の経済上の利益を不当に提供させることを禁止している。

●遅延利息の支払義務



受注者（147名）



違反行為①（支払遅延）
⇒ **10名増加**
違反行為②（減額）
⇒ **73名増加**
違反行為③（利益提供要請）
⇒ **12名増加**

改正事項

取適法施行（令和8年1月1日）
によって、**従業員基準**が追加され、
適用対象となる中小受託事業者数が**大幅増！**



公正取引委員会からの勧告の内容

- ① 未払代金、遅延利息及び手数料の額（既払分を除く。）を支払うこと
- ② 代金の額から減じた額及び遅延利息を支払うこと
- ③ 金型等を保管させたことによる費用に相当する額を支払うこと など

1 関係法令の概要

参 考

(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

親事業者		下請事業者
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

親事業者		下請事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）

○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

委託事業者		中小受託事業者
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 300 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 300 人以下 （個人を含む。）

※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

委託事業者		中小受託事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む。）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む。）
委託事業者 常時使用する従業員 100 人超	→	中小受託事業者 常時使用する従業員 100 人以下 （個人を含む。）

なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (セ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に出託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に出託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に出託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に出託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出託することをいう。

4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）

二～四 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 (略)

(勧告)

第七条 (略)

- 2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
- 3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者委託することをいう。

2 （略）

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者委託することをいう。

4・5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）

二～四 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）

六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 （略）

10 （略）

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

(委託事業者の遵守事項)

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 (略)

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四～七 (略)

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 (略)

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 (略)

(遅延利息)

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(勧告)

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

(令和七年法律第四十一号)

附 則

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支

払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 （略）

公取適第1267号
令和8年10月9日

静岡県富士市西柏原新田201番地

パーパス株式会社

同代表者 代表取締役 高 木 裕 三

公 正 取 引 委 員 会

同代表者 委員長 茶 谷 栄 治

勧 告 書

公正取引委員会は、パーパス株式会社（以下「パーパス」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「改正前の下請法」という。）第7条第2項及び第3項並びに改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「改正後の中小受託取引適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 パーパスは、次の事項を行うこと。
 - (1) 別表1の「中小受託事業者」欄記載の事業者1名及び別表2の「中小受託事業者」欄記載の事業者10名に対し、当該各表の「既払金額」欄記載の計2282万3013円の支払をもって次の額の支払に充当した後の残余の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。この支払については、金銭を交付し、又はこ

れと同等の経済的効果が生じる支払手段を使用しなければならない。

ア 別表１及び別表２の「未払金額」欄記載の計２２８
２万３０１３円

イ 前記アの額に対する別表１の「中小受託事業者」欄
記載の事業者１名及び別表２の「中小受託事業者」欄
記載の事業者１０名の給付を受領した日から起算し
て６０日が経過した日から支払済みまで年１４．６パ
ーセントの割合による額

ウ 別表１の「中小受託事業者」欄記載の事業者１名及
び別表２の「中小受託事業者」欄記載の事業者１０名
が前記アの額の支払を受けるために手数料を負担し
たときは、その額

(2) 別表３の「下請事業者」欄記載の事業者７１名に対し、
同表の「減じた額」欄記載の計１５万７１００円を速や
かに支払うこと。

(3) 別表４の「中小受託事業者」欄記載の事業者２６名及
び別表５の「中小受託事業者」欄記載の事業者５９名に
対し、次の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やか
に支払うこと。

ア 別表４及び別表５の「減じた額」欄記載の計３万３
７３０円

イ 前記アの額に対する別表４の「中小受託事業者」欄
記載の事業者２６名及び別表５の「中小受託事業者」
欄記載の事業者５９名の給付を受領した日から起算
して６０日が経過した日から支払済みまで年１４．６
パーセントの割合による額

(4) 別表６の「下請事業者」欄記載の事業者１０名に対し、
金型、樹脂型又は治具（以下「金型等」という。）を保管
させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会
の確認を得た上で速やかに支払うこと。

(5) 別表７の「中小受託事業者」欄記載の事業者１２名に
対し、金型等を保管させたことによる費用に相当する額

を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。

2 パーパスは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

(1)ア 製造委託等代金の支払について手形を交付し、製造委託等代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による支払を行わなかった行為は、改正後の中小受託取引適正化法第5条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること。

イ 今後、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められた支払期日までに製造委託等代金を支払うこと。この支払については、金銭を交付し、又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段を使用しなければならない。

(2)ア 振込手数料として、下請代金の額から、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料の額を超える額を減じた行為は、改正前の下請法第4条第1項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること。

イ 振込手数料として、製造委託等代金の額から、振込手数料の額に相当する額を減じた行為は、改正後の中小受託取引適正化法第5条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること。

ウ 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないこと。

(3)ア 下請事業者が生じる金型等の保管に係る費用を負担することなく、下請事業者に金型等を保管させた行為は、改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項

の規定に違反するものであること。

イ 中小受託事業者が生じる金型等の保管に係る費用を負担することなく、中小受託事業者に金型等を保管させた行為は、改正後の中小受託取引適正化法第5条第2項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること。

ウ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと。

3 パーパスは、今後、次の行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対して改正後の中小受託取引適正化法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(1) 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わない行為（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付する行為並びに金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用する行為を含む。）

(2) 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずる行為

(3) 自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害する行為

4 パーパスは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から3までに基づいて採った措置

5 パーパスは、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1から4までに基づいて採った措置

6 パーパスは、前記1から5までに基づいて採った措置を

速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

1(1) パーパスは、肩書地に本店を置き、給湯器等の製造販売等を行う事業者であるところ

ア 令和7年3月から同年12月までの間に、別表3及び別表6の「下請事業者」欄記載の事業者78名（以下「本件下請事業者」という。）に対し、自社が販売し若しくは製造を請け負う給湯器等の部品の製造、自社が修理を請け負う給湯器等の修理又は自社が提供し若しくは作成を請け負うLPガス総合管理システム等のプログラムの作成を

イ 令和8年1月から同年2月までの間に、別表1、別表2、別表4、別表5及び別表7の「中小受託事業者」欄記載の事業者85名（以下「本件中小受託事業者」という。）に対し、自社が販売し若しくは製造を請け負う給湯器等の部品の製造又は自社が提供し若しくは作成を請け負うLPガス総合管理システム等のプログラムの作成を

それぞれ委託し、その際、当該委託に係る代金の支払期日を納品がなされた日の属する月の翌月末日とする旨約定した。

(2)ア 前記(1)アの委託の当時、パーパスは資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者であり、本件下請事業者は個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者であった。

イ 前記(1)イの委託の当時、パーパスは資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者であり、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人たる事業者であり、本件中小受託事業者のうち

(ア) 別表1及び別表4の「中小受託事業者」欄記載の事業者26名は個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者

(イ) 別表2、別表5及び別表7の「中小受託事業者」欄記載の59名は常時使用する従業員の数が300人以下の法人たる事業者であった。

2(1)ア パーパスは、令和8年2月から同年3月までの間、別表1の「中小受託事業者」欄記載の事業者1名及び別表2の「中小受託事業者」欄記載の事業者10名に対し、前記1(1)イの委託に係る代金の支払について当該代金

の一部の額である当該各表の「未払金額」欄記載の計 2 2 8 2 万 3 0 1 3 円を手形金額とする手形を交付し、当該代金の支払期日までに金銭又はこれと同等の経済的効果が生じる支払手段による当該額の支払を行わなかった。

イ(ア) 前記アの 1 名及び 1 0 名は、令和 8 年 2 月までに、パーパスに対し、前記 1 (1)イの委託に基づき部品を引き渡した。

イ(イ) パーパスは、前記(ア)の引渡しがなされた日から起算して 6 0 日を経過した日から令和 8 年 7 月までの間に、前記アの 1 名及び 1 0 名に対し、別表 1 及び別表 2 の「既払金額」欄記載の計 2 2 8 2 万 3 0 1 3 円を支払った。

(2)ア パーパスは、代金を別表 3 の「下請事業者」欄記載の事業者 7 1 名の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該 7 1 名の負担とすることを書面で合意していたところ、令和 7 年 5 月から令和 8 年 3 月までの間、前記 1 (1)アの委託に係る代金を当該事業者の金融機関口座に振り込む際に、振込手数料として、当該代金の額から、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料の額を超える額である同表の「減じた額」欄記載の計 1 5 万 7 1 0 0 円を差し引いた。

イ(ア) パーパスは、令和 8 年 2 月から同年 3 月までの間、別表 4 の「中小受託事業者」欄記載の事業者 2 6 名及び別表 5 の「中小受託事業者」欄記載の事業者 5 9 名に対し、前記 1 (1)イの委託に係る代金を当該 2 6 名及び当該 5 9 名の金融機関口座に振り込む際に、振込手数料として、当該代金の額から、当該各表の「減じた額」欄記載の計 3 万 3 7 3 0 円を差し引いた。

(イ) a 前記(ア)の 2 6 名及び 5 9 名は、令和 8 年 2 月までに、パーパスに対し、前記 1 (1)イの委託に基づき部品又はプログラムを引き渡した。

b 前記(ア)の行為は、前記 a の引渡しがなされた日から起算して 6 0 日を経過した日の前日までになされたところ、パーパスは、前記 a の引渡しがなされた日から起算して 6 0 日を経過した日までに、前記(ア)の 2 6 名及び 5 9 名に対し、前記(ア)の計 3 万 3 7 3 0 円を支払わなかった。

(3)ア(ア) パーパスは、別表 6 の「下請事業者」欄記載の事業者 1 0 名に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、遅くとも令和 7 年 3

月以降、当該10名に生じる同表の「貸与していた金型等の数」欄記載の計132個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該10名に当該金型等を保管させた。

(イ) パーパスは、令和8年8月24日までに、別表6の番号1、7及び10の事業者との間で金型等の保管に関する覚書を取り交わし、それ以降に発生する当該金型等の保管に係る費用の支払について合意した。

イ(ア) パーパスは、別表7の「中小受託事業者」欄記載の事業者12名に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、遅くとも令和8年1月以降、当該12名に生じる同表の「貸与していた金型等の数」欄記載の計64個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、当該12名に当該金型等を保管させた。

(イ) パーパスは、令和8年8月25日までに、別表7の番号1、3、6、7及び9から12までの事業者との間で金型等の保管に関する覚書を取り交わし、それ以降に発生する当該金型等の保管に係る費用の支払について合意した。

第2 法令の適用

前記事実によれば

1 パーパスは、改正前の下請法第2条第1項に規定する製造委託、同条第2項に規定する修理委託及び同条第3項に規定する情報成果物作成委託をした事業者であり、同条第7項第2号に規定する親事業者に該当し、本件下請事業者は、同条第8項第2号に規定する下請事業者に該当するところ

(1) パーパスの前記第1の2(2)アの行為は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じたものであり、改正前の下請法第4条第1項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に

(2) パーパスの前記第1の2(3)ア(イ)の行為は、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害したものであり、改正前の下請法第4条第2項第3号（改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）に掲げる行為に該当し、同項の規定に

それぞれ違反し

2 パーパスは、改正後の中小受託取引適正化法第2条第1項に規定する製造委託及び同条第3項に規定する情報成果物作成委託をした事業者であり、同条第8項第2号及び第5号に規定する委託事業者に該当し、本件中小受託事業者は、同条第9項第2号又は第5号に規定する中小受託事業者に該当するところ

(1) パーパスの前記第1の2(1)アの行為は、製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わなかったものであり、改正後の中小受託取引適正化法第5条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に

(2) パーパスの前記第1の2(2)イ(7)の行為は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じたものであり、改正後の中小受託取引適正化法第5条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に

(3) パーパスの前記第1の2(3)イ(7)の行為は、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害したものであり、改正後の中小受託取引適正化法第5条第2項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に

それぞれ違反するものである。

よって、パーパスに対し、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第7条第2項及び第3項並びに改正後の中小受託取引適正化法第10条第1項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】